八尾市時報
発行所　八尾市役所
編集兼発行人　三上　幸寿
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,000
定価　1部5円

3月予算市会終る
新市建設五カ年計画の推進

予算総額 八億三百万円可決

□既報の通り去る三月十一日から開会された当市昭和三十二年度の予算市会は市長の施政方針の発表、活発なる代表、一般質問があつた後、総額八億三百万円の予算と全議案は関係委員会に付託となつたが、委員会においても約三週間にわたる慎重なる審議の結果、最終二十八日の本会議において関係委員長報告通り可決成立した。

一般合計　五億九百万円
事業経費　一億三千五百七十万円

なお今回可決された予算は総額八億三百五十四万四千円（水道会計を除く）で、これを昨年度の当初予算に比較すると約二億円の増加となつており、この内訳は一般会計において約一億三千六百万円病院会計で約三百万、国保会計で約九十五万、競輪会計で三千九百万、中小企業融資事業で約一千万の増加となつている。

各会計別の今年度予算額は次の通りである。

一般会計	五〇九、〇〇一、七七六
病院会計	八八、三三六、九三八
国保会計	一三、〇九七、三八二
競輪事業	一六〇、三七〇、七〇〇
融資事業	三二、七三七、五〇〇
計	八〇三、五四四、二九六

可決された主なる議案は次の通り

議案第三号
八尾市敬老金条例制定の件

本案は八尾市居住の高齢者に対し敬老の意を表しその福祉を増進するため敬老金を本年四月一日から該当者に贈ろうとするものである。

（目的）
第一条　この条例は、高齢者に対し敬老金を給付して敬老の意を表し、あわせてその福祉を増進することを目的とする。

（受給資格）
第二条　敬老金は、毎年九月一日現在において八尾市に引続き五年以上居住している年齢満八十才以上の者に対して給付する。

（給付の額及び時期）
第三条　敬老金は、年額二千円とし、毎年九月十五日（としよりの日）にこれを支給する。

（申請及び裁定）
第四条　敬老金は、本人、その扶養義務者又はその同居者若しくは民生委員の申請に基いて市長がその給付を裁定する。

（資格の喪失）
第五条　敬老金の給付を受けるものが、左の各号の一に該当するときは、その給付を受ける資格を失う。
一、死亡したとき
二、八尾市に居住しなくなつたとき
三、その他市長においてその給付が適当でないと認めるとき

議案第四号
合併地域にかかる固定資産税の課税標準額の特例に関する条例制定の件

本案は合併地域の固定資産税について不均一の課税を昭和三十二年度分についてする必要があるので提案されたものである。

（目的）
第一条　この条例は、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第一六四号）第二十二条の趣旨に則り、旧南高安町、旧高安村、旧曙川村及び大字上ノ島、大字福万寺の地域（以下単に「合併地域」という。）にかかる固定資産税の課税標準額に関する特例を定めることを目的とする。

（適用の範囲）
第二条　この条例の適用をうける固定資産の範囲は、合併地域の昭和三十年度但し、大字上ノ島大字福万寺の地域については昭和二十九年度（以下単に「合併年度」という。）において固定資産税の課税の対象となるべきであつたもののうち、左の各号の一に該当するものとする。
一、合併年度と昭和三十二年度の納税義務者が同一人であるもの。但し、土地にあつては、この間に地目の変換の行われたものを除く。
二、合併年度の賦課期日以前に相続、名儀変更、農地の交換分合又は共有者の増減等が行われたもので、当該賦課期日後にこれらの登記がなされたもの。
三、前各号に規定するもののほか市長が特に必要と認めるもの。

（昭和三十二年度の課税標準額）
第三条　前条の規定の適用を受ける固定資産に対する昭和三十二年度の固定資産税の課税標準額は、市税条例（昭和二十九年条例第百四十二号）の規定にかかわらず合併年度において固定資産課税台帳に登録された価額の百分の百三十に相当する額とする。但し、合併年度において課税されるべきであつたもののうち、固定資産課税台帳にその価額が登録されていないものについては、登録されるべきであつた価額の百分の百三十に相当する額とする。

議案第五号
志紀町の課税権の承継に伴う市税条例の特例に関する条例制定の件

本案は今次志紀町との合併に伴い地方税法の規定に基き特例を設け本年四月一日から適用しようというものである。

（目的）
第一条　この条例は、南河内郡志紀町の区域を八尾市に編入するについて、志紀町の区域にかかる課税権の承継に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（市税及び町税の取扱いの基本）
第二条　志紀町の区域にかかる昭和三十二年度分の市税の賦課、徴収その他の手続については、この条例で定めるものを除く外八尾市市税条例（昭和二十九年条例第百四十二号、以下単に「市税条例」という。）による。
2　志紀町にかかる昭和三十一年度分以前の町税の賦課、徴収その他の手続については、なお従前の例による。

（市民税の均等割）
第三条　志紀町の区域にかかる市税条例第二十八条第一号及び第二号に該当するものに課する昭和三十二年度個人の市民税均等割の税率は、市税条例第三十七条の規定にかかわらず三百円とする。
2　志紀町の区域にかかる市税条例第二十八条第三号及び第四号に該当するものに課する法人等の均等割の税率は、法人（法人税法第四条の法人を除く）にあつては、地方税法第三百二十一条の八第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準算定期間の末日が、法人税法第四条の法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、地方税法第三百二十一条の八第六項に規定する均等割額の算定期間の末日が、それぞれ昭和三十二年三月末日であるものについては、市税条例第三十七条の二第一項の規定にかかわらず千二百円とする。

（固定資産税の課税標準額）
第四条　志紀町の区域にかかる昭和三十二年度の固定資産税の課税標準額は、志紀町の昭和三十二年度の固定資産課税台帳に登録された額とする。

（都市計画税の課税）
第五条　志紀町の区域にかかる都市計画税については、昭和三十二年度より市税条例第三章第一節都市計画税の規定を適用する。

議案第一二号
志紀町との合併に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

本案は四月一日から志紀町の区域が八尾市に編入される事となつたので本市の関係条例を改正する必要があるので提案されたものである。

第一条　八尾市役所出張所設置条例（昭和二十六年条例第八三号）第二条の「表」中「曙川出張所」欄の次に次の一欄を加える。

名称	位置	所管区域
八尾市役所志紀出張所	八尾市大字田井中三一番地	志紀一円

第二条　八尾市農業委員会の選挙による委員定数条例（昭和三十年条例第一四八号）本文中、「八尾市曙川農業委員会の委員」の行の次に次の一行を加える。
八尾市志紀農業委員会の委員　十四名

第三条　八尾市職員給与条例（昭和二十三年条例第三二号）附則第七条を次のように改正する。
（第七条）第一条に規定する職員で昭和二十三年四月一日市制施行に伴い旧八尾町、旧竜華町、旧久宝寺村、旧大正村、旧西郡村の職員で引続き本市の職員となつた者又は昭和三十年二月一日河内市との境界変更に伴い、河内市の職員で引続き本市の職員となつた者及び昭和三十年四月三日南高安町外二ケ村の編入合併に伴い旧南高安町、旧高安村旧曙川村の職員で引続き本市の職員となつた者並びに昭和三十二年四月一日志紀町の編入合併に伴い、旧志紀町の職員で引続き本市の職員となつた者の合併前の引続く職員としての在職期間は、この条例の適用については職員であつた期間とみなす。

第四条　八尾市幼稚園条例（昭和二十三年条例第二一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「八尾市立北高安幼稚園」の行の次に次の一行を加える。
八尾市立志紀幼稚園　（田井中三一番地）
第四条第一項中、「八尾市立北高安幼稚園」の行の次に次の一行を加える。
八尾市立志紀幼稚園　三〇〇人

議案第三三号
新市建設計画策定の件

本案は合併促進法の規定に基き新市の建設計画を三月十五日付にて大阪府知事に提出し、知事より適当であるとの意見があつたので議会の承認を受くるため提案されたもので審議の結果可決された。（別紙略）

議案第三四号
八尾市国民健康保険運営協議会の委員を選任するについて同意を求める件

本案は同協議会委員辻井節誠氏（被保険者代表）が死亡されたので欠員補充のため提案されたもので左記の委員が同意と決定された。

住所　八尾市神立四三二
氏名　柏山　喜三治（57才）
職業　園芸業

議案第三五号
八尾市固定資産評価員を選任するについて同意を求める件

本案は従来古藤助役が兼任していたが固定資産評価に関する事務の複雑化に伴い専任の評価員を選任しようとするもので地方税法の規定により議会の同意を求めたものであり左記の方が選任された、

住所　志紀町弓削四五九
氏名　田坪　弘（50才）
職業　前志紀町長

あいさつ

旧志紀町長　田坪　弘

志紀町と八尾市との合併は円満裡に結実し、去る四月一日からめでたく発足し誠に慶賀の至りであります。

自治体の財政も逐年深刻化し、政府においても市町村の統合を図り行財政を円滑に行わしめんとして町村合併促進法、新市町村建設促進法を制定したことはご存知の通りであり、これは昔毛利元就が三本の矢をもつてその子供に教え戒しめたことと結論には変らない時世の流れであり、避けることのできない昭和の一大革命であります。

今回の志紀町の合併も、その昔より、人情風俗を共にし、地形的、行政的にも密接不可分の関係にあつたためでまつたく当然なことであり、脇田市長始め市会の方々の深きご理解と旧志紀町の議員、町民各位のご協力とご支援に対し心から感謝申上げる次第であります。

終りに望んで旧役場職員も無事八尾市職員となり、それぞれ新しい職場についたのでありますが、重ねて私も議会の同意を得て八尾市の重責に選ばれましたことは身に余る光栄であり心からお礼申上げます。

人権相談

とき　四月十七日（二時〜四時）
ところ　八尾市役所人権擁護相談室

お互に人権を尊重し、明るい社会を築きましよう。人権を犯されて困つている人はご相談下さい。

合併によつて志紀地区の人権擁護委員米沢保氏（弓削四五四番地）が、市の委員となられました。今後は四委員が相談に応じられます。（相談者の秘密は固く守つています）

総理府告示第百三号

市町の廃置分合

地方自治法第七条第一項の規定により、大阪府南河内郡志紀町を廃し、その区域を八尾市に編入する旨、大阪府知事から届出があつた。

右の廃置分合は、昭和三十二年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十二年三月二十九日
内閣総理大臣　岸　信介

優良都市として受彰
住民の自治意識が徹底

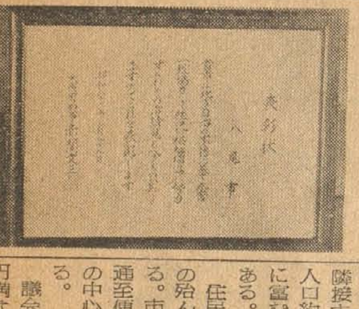

府下唯一の優良都市として去る三月二十八日大阪府知事から当市が表彰を受けました。表彰理由となつた当市の治績概要は次の通りです。

治績概要

八尾市は大阪府の東部に位し、東は生駒連峰を背にして奈良県に隣接する面積三七・五平方粁、人口約九万七千を有し、[illegible]に富む東大阪随一の大田園都市である。住民の大半は俸給生活者で、その殆んどは大阪市内に勤務している。市内は商業道路が縦横し、交通至便で、わずか十五分で大阪市の中心部と往来することが出来る。

議会と執行機関は常に協調し、円満なる市政に対する住民の関心は極めて深く、自治振興会の活動と相まつて、その成果は着々と行政面に著しくあらわれている。又選挙に関する事務処理についても[illegible]良好で、毎回の選挙に優秀なる成績を挙げている。

特に本市は健全なる財政運営を図り、昭和二十三年四月市制施行以来、地方財政窮乏の中にあつてよくその困難を克服し、現在まで常に収支の均衡を保持し健全財政の道を歩んでいる。これは昭和二十九年度に緊縮特別措置条例を制定し、これを強力に実行して消費的経費の徹底的節約を図る等の理由に基くもので、去る三十年四月旧中河内郡南高安町、高安村及び曙川村を合併し、[illegible]二十九万円の赤字を引継いだにも拘わらず決算に至つて収支の均衡を保持し得たことは、他の合併市町村の膨大な赤字を生じている事実に照らしその努力は注目に値する。

かくの如く適切なる健全財政の推進と相まつて、ひいては住民の納税意識の向上と自治意識の高揚に役立たせている。

教育、水道、病院等の諸施設も完備せられ、中でも病院においては、府下のA級病院として広く利用されている。

市役所職員の服務規律も厳格で、事務能率についても模範的である。

以上の如く、本市は行政全分野に亘り優秀な成績をあげ、明るく住みよい平和な市として将来の繁栄に期するところ誠に大なるものがある。（写真は表彰状）

山火事をなくしましょう

最近全国各地で山火事が頻発しています。当市でも本年三月に入つてから、すでに三回の山火事が発生しています。これからはハイキングを楽しまれる方も多いと思いますが、美しい緑の山々を火事から守るために次のことに注意して下さい。

❶煙草火、マッチは完全に消してからすてましよう。
❷山ではなるべく焚火をしないようにしましよう。
❸やむを得ず焚火をした場合は土砂等で完全に消しましよう。

4月23日　参議院大阪府選出議員補欠選挙投票日

皆さんの清い一票が集つて皆さんに代つて政治をする人が選ばれます。棄権せずに投票しましょう。

十日までに申請を
補充選挙人名簿調製

来る四月二十三日（火）は参議院大阪府選出議員補欠選挙の投票日です。一人の棄権もなく必ず投票しましょう。公明正大な人を選び、明るく住みよい社会を築くため私達の清い一票を投じましょう

△投票日

昭和三十二年四月二十三日（午前七時から午後六時まで）

△補充選挙人名簿の調製

今回調製の参議院大阪府選出議員補欠選挙に使用する補充選挙人名簿に新らしく登録できる方は、昭和十二年三月三十日以前に生れた方（日本国民）で、昭和三十一年十二月三十日以前より当市に引続き住所を有しておられる方です。

△申請期間

昭和三十二年三月二十九日から四月十日（毎日午前八時三十分から午後五時）まで。但し昭和三十一年九月十五日現在で作成した基本選挙人名簿に登録されている人は申請する必要はありません。

なお登録されているかいないか判らない方は、選挙管理委員会事務局でお問合せ下さい。

△代理投票

代理投票ができるのは身体の故障で候補者の氏名を自分で書けない選挙人、及び、文盲のため候補者の氏名を自分で書けない選挙人が、自ら投票所に行つて投票管理者に申請すれば代理投票ができます。

不在者投票には証明を
在宅投票はできません

△不在者投票

不在者投票には証明書が必要です。投票は、選挙の当日に選挙人自らが投票管理者の管理する投票所で行うのが原則ですが、不在者投票はこの例外として認められています。特殊の公務、又は業務に従事している選挙人、あるいは船員病人等で投票所に行つて投票することができない選挙人は、いずれも不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所で行うことになつています。不在者投票は、大別して次の三種になります。

❶当市の選挙管理委員会の委員長の下で行う方法。この場合は選挙人が当市外（選挙に関係ある職務に従事する者はその属する投票区の区域外）で職務又は業務に従事中であること。

❷他の市町村の選挙管理委員会の委員長（不在者投票管理者）の下で行う方法。この場合は選挙人が止むを得ない用務、又は事故のため、その属する投票区のある都市の区域外に旅行中又は滞在中であること。

❸不在者投票管理者たる船長、都道府県で指定する病院の病院長、国立保養所の長、刑務所長、代用監獄の管理者、及び少年院の長の下で行う方法。この場合は選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具又は産じよくにあるため歩行が著しく困難であること、又は監獄、少年院に収容中であること。

△投票用紙及び投票用封筒の請求は選挙人が不在者投票の事由に該当する証明書を添えて、選挙管理委員会に申し出てください。

△在宅投票

自宅での投票はできません。

なお、詳細については当市選挙管理委員会に御問合せ下さい。

バス新路線開通
八尾＝布施間
4月1日

過去三年間、近鉄を始め関係官庁に陳情を続けてきた〝近鉄バス大蓮線の復活〟は大阪市バスと近鉄バスの協議が成立し、去る四月一日から開通しました。

当市は四月一日で人口十万八千の中堅都市として新発足しましたが、市の発展と共に交通量も急激に増加し、加えて工場、住宅群の誘致などにより、大阪市に直結する交通機関の増設が望まれています。市ではこの問題を三年前から取りあげ、市議会においても特別委員会を設置し、大阪市バス、近鉄バスの旧路線の復旧、新路線の延長新設などについて陳情を続けてきました。一方道路整備にも積極的に着手し、今回の路線である大阪—八尾線の舗装も完成し、府下では稀な広い幅員と美しい舗装ができました。

このような運動の結果、大阪と当市を結ぶバス路線の一段階として近鉄バス大蓮線—国鉄八尾駅前—布施駅南口（六、八粁）の開通となりました。一日六十往復、所要時間二十分、運賃は二区で二十円、国鉄八尾の初発七時、終発二十一時で主な経過地は次の通りです。

国鉄八尾駅前—八尾郵便局前—八尾表町—本町橋—久宝寺—大蓮—衣摺—南蛇草—三の瀬—布施南口

外人登録は本庁で

四月一日から新しく市民になられた志紀地区の皆さんの戸籍、住民登録（印鑑）事務は、引続き志紀出張所（旧役場）で取扱いますが外国人登録事務、外国人の印鑑事務は戸籍課で取扱います。

汲取手数料が変りました

四月一日から清掃条例の一部が改正され、屎尿汲取手数料が右表のように改正されました。

	旧料金	新料金
従量制	一樽一〇円（二斗入相当量）	一樽一五円（二斗入相当量）
一般家庭（月額）	一人—三人……四〇円 四人以上……五〇円	便壷一コに付き 一人—三人……五〇円 四人—六人……七〇円 六人以上一人増す毎に一〇円増
汲取回数	二十日に一回	十五日に一回

14組合を表彰
納期内完納の組合

市内の優良納税貯蓄組合十四の表彰式は去る三月二十七日午前十時から市長室で行われ、次の組合が表彰をうけられました。

納税貯蓄組合は昭和二十六年に納税貯蓄組合法が制定され、当市にも設置されたもので、その後組合数も多くなり現在では、四十一組合が納税に非常なご協力を賜つています。今回表彰を受けられた十四の組合は、なかでも特に成績がよく、納期内に百パーセントの納税成績を上げられ、市の発展に大きな力となつていただいたのです。このことは当市の納税成績の向上に大きな力となつただけでなく、納税者の模範ともなり、また今回府知事から表彰された理由の一つにもなつています。

表彰を受けられた納税貯蓄組合名及びその代表者は次の通り（順不同）

八尾商業＝井上昌治、太田田中町＝竹田太三郎、太田西川町＝竹田音吉、太田北町＝橋内兵太郎、北木ノ本＝森本和三、沼＝角野平太郎、太田東町＝柴市太郎、堤合＝西村長次郎、西郡第一＝川西新之助、西郡第二＝岡邨武弘、長吉町＝河田卯三郎、新家＝西徳治郎、西郡第三＝高井才松、西郡第四＝岡田秀三郎。

（写真は市長室での表彰式）

種痘を受けましょう

衛生課では来る四月十五日から五月三日まで、各地区で今年度第一期の定期種痘接種を行います。

該当者は昭和三十一年一月一日から十二月三十一日までに生れたお子さんです。もれなく近くの接種場で受けて下さい。

なお、出生後種痘を受けていない方、また通知書を受取つておられない方でも該当者の方は接種場にお越し下されば接種します。接種料は一人について二十円です。

接種日	検診日	実施場所
四月十五日（月）	四月二十二日（月）	北高安小学校 南高安出張所
十六日（火）	二十三日（火）	安中小学校 竹淵小学校
十七日（水）	二十四日（水）	久宝寺中学校 八尾中学校
十八日（木）	二十五日（木）	山本公民館 高安出張所
十九日（金）	二十六日（金）	竜華出張所 大正小学校
五月一日（水）	五月八日（水）	山本小学校 西郡診療所
二日（木）	九日（木）	曙川出張所 八尾小学校
六日（月）	十三日（月）	志紀出張所

註 時間＝午後一時三十分から午後四時まで

人事異動

商工課長心得
主事　中川　弘
命　商工課長
主事補　堀川　和子（福祉）
命　養老院勤務
事務員　楢　喜代子（南高診）
命　衛生課勤務
事務員　楢　タマ子（戸籍）
命　久宝寺出張所勤務
事務員　野上　光子（水道）
命　戸籍課勤務
看護婦見習　畑中輝代（南高診）
命　高安診療所勤務
給仕　谷　キト（秘書）
命　福祉事務所勤務
事務員　森川早智子（消防）
命　市議会事務局出向
命　技術員　東口　勝美
命　土木課勤務
命　技術員　植松　勝
命　土木課勤務
命　技術員　榎　良春
命　水道事業所出向

任　主事　中岡増太郎
命　志紀出張所長
任　主事　吉内　貞三
命　会計課勤務
任　主事　藤谷　清一
命　水道事業所出向
任　主事　角倉　捨造
命　戸籍課勤務
任　主事補　河野　正雄
命　税務課勤務
任　主事補　酒井　源義
命　福祉事務所勤務
任　主事補　中沢　平次
命　経済課勤務
任　主事補　谷　勝義
命　志紀出張所勤務
任　技師補　宮内　右和
命　水道事業所出向

任　技師補　寺西　健
命　水道事業所出向
命　事務員　西村　繁
命　志紀出張所勤務
命　事務員　森本　捨吉
命　志紀出張所勤務
命　事務員　西村音次郎
命　徴税課勤務
命　事務員　松中信太郎
命　経済課勤務
命　事務員　大石重太郎
命　市立病院勤務
命　事務員　福沢　実
命　衛生課勤務
命　事務員　橋詰　寿子
命　志紀出張所勤務
命　事務員　辻元　和子
命　福祉事務所勤務
命　事務員　羽田マサ子
命　志紀出張所勤務
命　事務員　巽　艶子
命　秘書課勤務
命　事務員　田中　絢
命　志紀出張所勤務
命　事務員　氏家　郁子
命　税務課勤務
命　事務員　竹田多鶴子
命　選挙管理委員会出向
命　事務員　米田　正子
命　土木課勤務
命　事務員　石井　明治
命　税務課勤務
命　機関手　松下　保重
命　水道事業所出向
命　機関手　松井　信吉
命　水道事業所出向
命　運転手　沼田　貫義
命　秘書課勤務
命　使丁　松本栄次郎
命　志紀出張所勤務
命　使丁　北尾　末吉
命　秘書課勤務
命　使丁　木田　和子
命　志紀出張所勤務

棄権しないで　各投票区及投票区域表　必ず投票しましょう

投票区	投票所名	投票区域
第一	沼青年会場	沼
第二	正敬寺	太田北町、免田町、東大道町、田中町、西川町、巽東、巽西東平屋
第三	大正中学校	大正住宅　一、二、三、南木本東南町、東中北町、木本西北町西南町、西中町、北木本
第四	植松東青年会場	植松　河原町、宮之前町、東中道町、東町、仲之町、日吉町（東洋アルミ寮、養老院）朝日町、日之出町
第五	龍華中学校	植松西表町、西北町、九区の一（看護婦寄宿舎）九区の二、九区の三、東本町、西本町（日之出寮、八尾鉄道寮、晃荘）中本町、北本町、八区の一、植松府営住宅
第六	安中小学校	一区の一、一区の二、二区の一、二区の二、八尾座、大門町、安中元町、六区の四、七区の一の一、七区の二の一、清水町、七区の二の二、仲之町（帝糸寄宿舎）、渋川南町、北町、元町天神町
第七	興国アルミニウム工業株式会社	十区の一、十区の二、十一区の一、十一区の二、十一区の三、十一区の四
第八	竹淵小学校	竹淵　元町、中町、相生町、新町、小鍋町、竹屋町、河原町、大門町
第九	八尾別院	大信寺　本町、南町、北信町、八尾西表町、御堂前、沢の川、西郷西町、新西町
第一〇	慈願寺	八尾東表町、仲之町、慈南町、栄町、大南町、南栄町、光南町安中営団住宅、府営住宅
第一一	八尾小学校	庄之内一、二、成法寺、今井、別宮、西郷城町、門前町、元町北城町、山城町、東和町、東町、木戸、東郷第一、第二、第三（府営住宅）
第一二	恵光寺	萱振北、南、南新町二
第十三	八尾中学校	萱振　南新町一、竹之町、梅之町、柳之町、市営住宅緑ケ丘睦会
第一四	久宝洋裁学院	穴太本町、新町、南町、佐堂太平町、本町、駅前町（近畿大学寮）新町、久宝寺栄町、旭町
第一五	中野青年会場	小阪合第一、第二、第三、八尾中野（中野府営住宅）
第一六	山本幼稚園	山本第一、第二、第三、第四、第五北、第五南（自勝寮）、小阪合第四（鉄筋住宅）、小阪合第五（鉄筋住宅）
第一七	山本小学校	山本仲町、南町、青葉町、北一、北二、北三、上之島西、東、上代
第一八	万願寺公会堂	万願寺北、南北、南南、新家
第一九	福万寺青年会場	福万寺北、中、南
第二〇	本町会場	本町一、二、三、新町一、二
第二一	久宝寺中学校	寺内一、二、高砂区、老松区、北町区、常盤区
第二二	発願寺	東区、中区、西区、南区の一、二、亀井
第二三	西郡小学校	一区、二区、三区、四区、五区、六区、七区、八区、九区、十一区、十二区
第二四	曙川小学校	八尾木北、南、西、東弓削、中田
第二五	清友高等学校	刑部南、北、柏村南、北、ガス会社住宅、都塚、山本第六北、第六南
第二六	南高安公民館	恩智　西町、池田、森小路、乾小路、共和、辻林、神宮寺、南谷、昭和、相互
第二七	南高安幼稚園三和分園	垣内、教興寺南、北、川島、黒谷、東高安
第二八	中高安小学校	郡川、服部川、山畑、大窪
第二九	北高安幼稚園	千塚、水越、大竹、楽音寺、神立
第三〇	龍法寺	八尾市大字弓削の区域
第三一	志紀小学校	八尾市大字田井中の区域、大字老原の一部区域
第三二	東老原青年会場	八尾市大字老原の区域
第三三	天王寺屋青年会場	八尾市大字天王寺屋の区域